

I N F O R M A T I O N

No.2024.42
2025年2月

検査受託中止および新規受託開始のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、下記検査項目におきまして、受託中止および新規受託開始をご案内いたします。
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。
謹白

記

■最終受託日 2025年3月29日(土) ご依頼分まで
■受託中止項目

検査項目一覧	項目コード	検査項目	備考
未掲載	3319	プロステートヘルスインデックス(phi)	新規項目受託開始に伴う受託中止

■受託開始日 2025年3月10日(月) ご依頼分より
■新規項目内容

検査項目一覧	項目コード	検査項目 JAC10	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査 方法	基準値 (単位)	備考
未掲載	2766	S2,3PSA% 5D304-0000-023-024	速やかに遠心 血清 0.5	①	血清分離 後冷蔵 (7日)	3~7	248※ 生化学Ⅱ 144	LBA (LBA-EATA)	38.0未満 (カットオフ値) (%)	詳細は 裏面参照

※保険点数の算定条件につきましては、裏面をご参照下さい。

●S2,3PSA%に関する留意事項

- 前立腺特異抗原(PSA) 4.0~10.0ng/mLの方が本検査の対象となります。
- 上記に当てはまらない場合や発症・健診目的では使用できません。
- 採血後、速やかに血清分離してください。

$$\text{S2,3PSA\%} = \frac{\text{S2,3PSA}}{\text{S2,6PSA} + \text{S2,3PSA}} \times 100$$



一般社団法人

福岡市医師会臨床検査センター

F814-0001 福岡市早良区百道浜1丁目6番9号 TEL (092) 852-1506 FAX (092) 852-1511

● S2,3PSA%

PSA グレーゾーン症例において、前立腺癌の診断補助に有用な検査です。

前立腺特異抗原 (PSA) は前立腺癌における有用な腫瘍マーカーです。しかし、グレーゾーンである PSA 4.0~10.0ng/mL の場合、単独では良性疾患である前立腺肥大症か、悪性疾患である前立腺癌かを鑑別することができません。

近年、前立腺肥大症などの良性疾患で見られる正常組織由来 PSA (S2,6PSA) と、前立腺癌で見られる癌組織由来 PSA (S2,3PSA) の糖鎖構造の違いを活用して鑑別を行う S2,3PSA% が保険適用されました。

本検査は、S2,6PSA と S2,3PSA の総和における、S2,3PSA の割合 (S2,3PSA%) を報告する項目です。

▼検査要項

検査項目名	S2,3PSA%
項目コード	2766
検体量	速やかに遠心 血清 0.5 mL
容器番号	①
保存方法	血清分離後冷蔵保存してください
所要日数	3~7日
検査方法	LBA (LBA-EATA)
基準値 (単位)	38.0 未満 (カットオフ値) (%)
報告範囲 (単位)	20.0 未満、20.0~80.0、80.1 以上 (%)
桁数	有効3桁、整数2桁、小数1桁
検査実施料	248 点※ (「D009」腫瘍マーカー「31」)
判断料	144 点 (生化学的検査 (II) 判断料)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 基準値は、PSA 4.00~10.0ng/mL における前立腺癌と前立腺肥大症等との半別々に用いるカットオフ値です。 採血後、速やかに血清分離してください。
検査実施施設	エスアールエルセントラルラボラトリー (※1)

※保険点数の算定条件

- ア 「S2, 3PSA%」は、前立腺癌であることが強く疑われる者であって、前立腺特異抗原 (PSA) の結果が 4.0ng/mL 以上 10.0ng/mL 以下である者に対して、LBA 法定量により、S2, 3PSA% を測定した場合に限り算定できる。
- イ 本検査は、前立腺癌の診断に当たって実施した場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺癌性検査等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。
- ウ 「S2, 3PSA%」と、「前立腺特異抗原 (PSA)」、「遊離型 PSA 比 (PSA F/T 比)」又は「プロステートヘルスインドックス (phi)」を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
- エ 診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原 (PSA) の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、本検査の2回以上の実施が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

●参考文献

- 米山 徹, 他: 医療と検査機器・試薬 46 (5): 244~257, 2023. (検査方法参考文献)
- 米山 徹, 他: 日本臨床 81 (増6): 58~64, 2023. (臨床的意義参考文献)